

第3期基山町地域福祉計画 第3期基山町地域福祉活動計画 (令和5年度～令和9年度)

基本理念

地域福祉計画

～集い ふれあい 助け合い～
『みんなで創る 心豊かな支え合いのまち きやま』

地域福祉活動計画

支え合い、心ふれあう福祉のまちづくり

令和5年3月

基山町

基山町社会福祉協議会

1. 計画策定の背景と目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

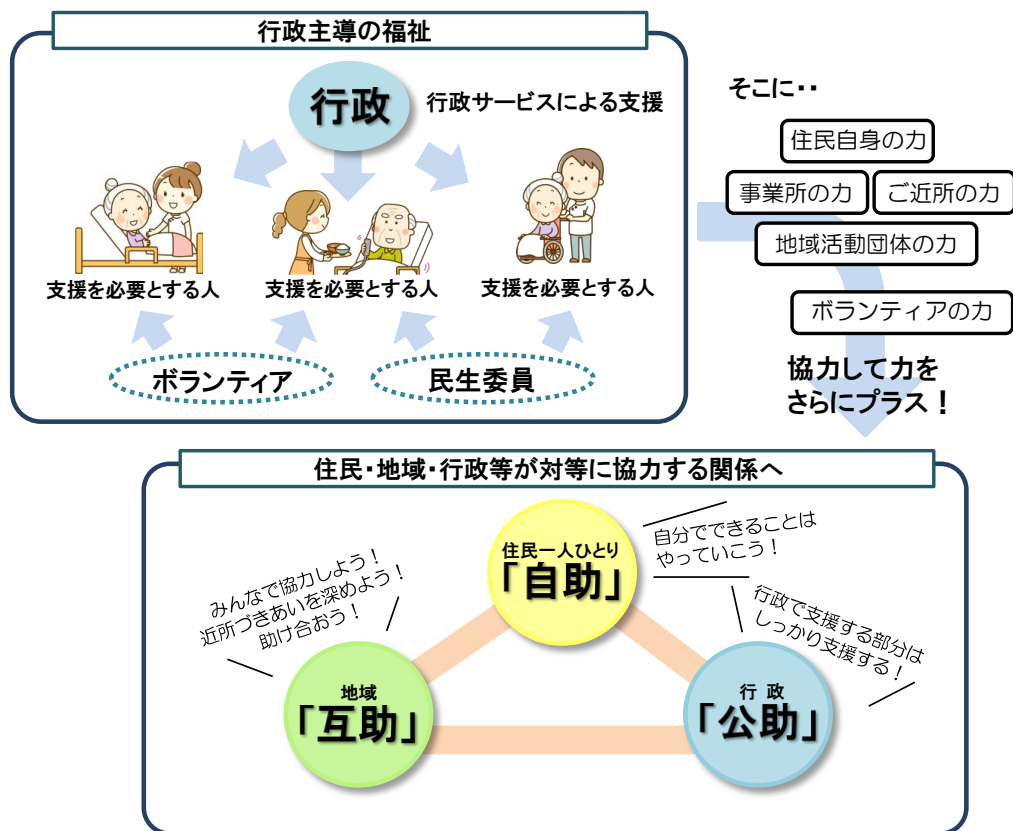
困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。

このたびの計画策定は、平成29年度に策定した「第2期基山町地域福祉計画・第2期基山町地域福祉活動計画」が令和4年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第2期基山町地域福祉計画・第2期基山町地域福祉活動計画」の進捗状況の評価を行い「第3期基山町地域福祉計画・第3期基山町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

地域福祉の考え方



自助とは・・・個人や家族による支え合い・助け合い

共助・互助とは・・・隣近所や友人、知人等による支え合い、助け合い
地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

公助とは・・・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供

3. 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

両計画は、車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取組を展開するという共通の目的を持つものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

4. 施策の展開

基本目標 1 心つながるふれあいのまちづくり



(1) 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

【今後の取組】

地域住民	●あいさつに始まる声かけ等を行うことで、隣近所や外出が困難な人等と関わりを深め、助け合いの意識を持ちます。
福祉事業所	●地域の様々な行事に参加し、福祉情報の提供やサービス利用者の現状の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。
社会福祉協議会	●地域住民対象に近隣同士の支え合いの重要性や具体的なボランティア活動の方法についての講座等を開催し、福祉意識の啓発を行います。
町・行政	●基山町職員の地域活動への参加を促進します。

(2) 地域における交流・ふれあいの促進

【今後の取組】

地域住民	●隣近所や趣味をともに楽しむ者同士が、日常生活の延長として集い、語らいの場や楽しみの場を積極的に持つよう、心がけます。
福祉事業所	●福祉サービス利用者と地域住民と一緒に楽しめる行事を企画・開催します。
社会福祉協議会	●地域におけるふれあい活動やサークル等のイベントの広報を充実し、地域住民が情報を手に入れ、参加できるように努めます。
町・行政	●地域でのふれあい活動に関する各種事業の拡充を図ります。 ●誰もが気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。

(3) 地域における支え合いの仕組みづくり

【今後の取組】

地域住民	●地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認等交流を活発にし、隣近所同士で助け合います。
福祉事業所	●サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。
社会福祉協議会	●地域(隣近所や自治会等)の協力を得た見守りネットワークの構築・支援を行い、安否確認や見守り活動の日常化を促進します。 ●高齢者から子どもまで誰もが食事等を通して交流の場を広げ地域との連携に努めます。
町・行政	●見守りネットワーク事業として、郵便局やコンビニエンスストア、ガス協会等と協定を結び、地域における安否確認や見守り活動の日常化促進に努めます。

(4) 心のバリアフリーの促進

【今後の取組】

地域住民	●性別、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重し合えるよう、多様性の理解に努めます。
福祉事業所	●地域で共生できる仕組みづくりの理解と周知を図ります。
社会福祉協議会	●福祉教室や各種講座を開催し、参加を促す声かけや広報活動を行うことで、交流の場を促進します。
町・行政	●人権啓発や男女共同参画等を目的とした講座や講演を実施するとともに、行政機関、関係機関に対しての学習機会の提供を行います。

基本目標 2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり



(1) 地域での健康づくり・介護予防の促進

【今後の取組】

地域住民	●隣近所、同世代で気軽に集まることのできる仲間同士でのウォーキングや体操を行う等、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。
福祉事業所	●自立に向けたセルフケア(自己管理)を支援していきます。
社会福祉協議会	●各地区の「ふれあいいきいきサロン」の活動支援に向けた取組の強化を図ります。
町・行政	●医療に関する助成制度の充実や健診等を通じた町民の健康情報管理、経年的な情報提供等により、町民の継続的な健康づくりを支援していきます。

(2) 生きがい活動の促進

【今後の取組】

地域住民	●地域で開催される、「ふれあいいきいきサロン」や「通いの場」等に参加し、仲間づくりや世代間交流を積極的に行います。
福祉事業所	●サービスの提供機会等を通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。
社会福祉協議会	●「生きがい」を感じるための啓発活動及び活動の周知、各種ボランティア講座の充実に取り組みます。
町・行政	●あらゆる世代の町民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベント等を実施しながら、活動の普及・推進を図ります。

(3) ボランティア活動の促進

【今後の取組】

地域住民	●地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。
福祉事業所	●ボランティアの受入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげていきます。
社会福祉協議会	●地域における困りごとの情報を収集し、地域の生活支援ニーズに合った活動を行います。
町・行政	●ボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。

基本目標 3 安全・安心なまちづくり

(1) 緊急・災害時の助け合いの仕組みづくり

【今後の取組】



地域住民	●日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。 ●防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。
福祉事業所	●防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。
社会福祉協議会	●災害時に助け合いのできる仕組みの基盤づくりとしたマニュアルの周知徹底に努め、ボランティアセンターの機能の充実に努めます。 ●自然災害を想定した設置訓練や災害ボランティア講座を開催し、災害時における助け合いの重要性や災害食づくり、応急手当の方法等を実施し、防災意識の啓発に努めます。
町・行政	●災害時の安全を確保できるよう、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者やその家族、民生委員及び民生委員協力員等に対して、避難場所や避難経路の確認、非常持出品の備えや避難時の心構え等の防災知識の普及・啓発活動等を行います。

(2) 地域における防犯活動の促進

【今後の取組】

地域住民	●地域における犯罪を防止し、安全に安心して暮らせる地域とするため、地域での防犯活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。 ●犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、地域で防犯につながる情報の共有を図ります。 ●安全パトロールを充実させ、地域の安全は自分たちで守ります。
福祉事業所	●福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、遭遇しやすい犯罪情報を周知します。
社会福祉協議会	●地域における安否確認や見守り活動の日常化を促進し、各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐ等、防犯活動への取組を支援します。
町・行政	●防犯灯等、地域の安全な環境づくりを支援します。 ●警察署と連携し、防犯情報の共有や危険な場所については住民に周知・啓発をします。 ●悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、出前講座等において知識の普及・啓発に努めます。



(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【今後の取組】

地域住民	●学校や商工会等と連携して、地域におけるバリアチェックを行い、その改善方法を検討します。 ●駐車や駐輪が、杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げとなることのないよう気を付けます。
福祉事業所	●サービス利用者等の居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険箇所やバリアチェックを行い、その人にあった助言を行います。 ●居宅改修等に際し、利用者の現在の状態を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づくりの助言を行います。
社会福祉協議会	●ユニバーサルデザインの理念を浸透させる広報・啓発活動や福祉教育を推進します。
町・行政	●様々な人の意見を踏まえ、歩道や道路、街灯等を整備し、安全な生活環境の整備に努めます。 ●「バリアフリー法」や「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や緊急性の高い場所のバリアフリー化に努め、バリアフリー、ユニバーサルデザインの基山町を目指します。

(4) 交通弱者に対する支援

【今後の取組】

地域住民	●自分の買い物のついでに、買い物弱者の買い物を代行する等、地域で支え合いの関係を築きます。
福祉事業所	●地域住民のサービスの要望を取り上げ、必要なサービスを提供するために、買い物弱者をターゲットとした、出張販売や宅配等、販売方法の多様化に努めます。
社会福祉協議会	●高齢者世帯等への生活支援(買い物・通院の付き添い等)を実施します。
町・行政	●基山町コミュニティバスの運行回数や路線の見直し等を行い、交通弱者の生活交通手段の確保を図ります。 ●買い物弱者に対して、宅配サービスの提供に関する支援の充実を図るとともに、宅配サービスの情報を整理し、利用方法等の情報提供を行います。

(5) 生活環境の保全

【今後の取組】

地域住民	●隣近所の高齢者等のゴミ出し支援を含め、地域でゴミ出しのルールを定め、地域の美化と適正なゴミ処理に努めます。 ●地域への迷惑とならないよう、ルールとマナーを守り、ペットの適正な飼育に努めます。
福祉事業所	●地域の生活環境向上のため、美化活動と適正なゴミ処理に努めます。
社会福祉協議会	●高齢者世帯等への生活支援(ゴミ出し、除草等)を実施します。
町・行政	●適正なゴミ処理やペットの飼育に関して、町民と地域への啓発を行います。 ●街灯や歩道の整備等、安全、快適な住環境の整備に努めます。

基本目標 4 福祉サービスを利用しやすいまちづくり



(1) 総合的な相談窓口の充実

【今後の取組】

地域住民	●民生委員や民生委員協力員、サロン協力員のみならず、町民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、適切な機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握、地域における情報の収集等に努めます。
福祉事業所	●様々な生活課題を持つ地域住民に対して、専門的な相談窓口の設置を図り、必要な支援を迅速に提供できるように努めます。
社会福祉協議会	●相談員の資質向上に向け、専門的知識の習得に向けた研修会の開催や地域ケア会議、ボランティア団体での助言・提言を行います。
町・行政	●子どもや子育て世代、高齢者や障がい者、生活困窮者等の抱える生活課題に対し、専門的かつ複合的なニーズにも対応できるよう知識を深め、関係機関と連携し、必要な支援を受けられるよう迅速な対応に努めます。

(2) きめ細やかな情報提供の推進

【今後の取組】

地域住民	●広報誌やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握や制度の理解を深めるとともに、地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めます。
福祉事業所	●事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政や町社会福祉協議会等の相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。
社会福祉協議会	●月ごとの情報誌発行、社協だよりやホームページによる情報提供の充実を図ります。
町・行政	●広報誌への掲載や出前講座の開催、ホームページの活用等により、福祉制度やサービス提供の仕組みや事業者の情報等、わかりやすい情報提供に努めます。

(3) 適切な福祉サービス利用の促進

【今後の取組】

地域住民	●サービス事業者に関する情報や苦情対応についての情報の共有化を図ります。
福祉事業所	●事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。 ●利用契約時の事前説明等、契約当事者としての説明責任を果たします。
社会福祉協議会	●日常生活自立支援事業や成年後見制度への理解が深まり、必要な人が必要な支援を受けられるよう、地域住民への啓発・広報活動を行い、事業の利用につなげていきます。
町・行政	●多様な課題を抱える子どもや子育て世代、高齢者や障がい者、生活困窮者等に対応するため、必要な人が必要な福祉サービスを利用できるように、福祉サービスの周知の徹底を図ります。さらに、関係機関と連携し、課題解決に向けた支援体制の充実に努めます。

(4) 専門職団体との連携・協働及び強化

【今後の取組】

福祉事業所	●基山町(行政)や各職能団体と連携します。
社会福祉協議会	●基山町(行政)や各職能団体と連携し、相互の情報交換、社会資源の活用による支援の充実につなげます。また、各会議に参加することにより、他団体とのネットワークを広げます。
町・行政	●地域住民の生活状態の把握や福祉サービスの情報提供を行う民生委員及び民生委員協力員の活動を推進します。

5. 基山町再犯防止推進計画

安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、「基山町再犯防止推進計画」を策定し、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

【取組の方向性】

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

【町として取り組む施策】

国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

【町としての具体的な取組】

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○就労の確保 | ○国から提供される情報の活用 |
| ○住居の確保 | ○国・地方協働による施策の推進 |
| ○高齢者又は障がい者等への支援等 | ○関係機関・団体との連携強化 |
| ○再犯防止に関する啓発活動の推進 | ○情報共有体制の整備 |

第3期基山町地域福祉計画・第3期基山町地域福祉活動計画【概要版】

発行日:令和5年3月

基山町福祉課

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地
TEL:0942-92-7964/FAX:0942-92-7184

基山町社会福祉協議会

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 1006 番地 1
TEL:0942-92-3311/FAX:0942-92-3946

